

パートナーズ

Partner's public relations magazine

14 2016.1
価格0円
【税込】

会報誌

もしも何かあったときのために…

エンディングノートの活用

各事務所 所長 新年のご挨拶



税務
情報

効果的に対策ができる生命保険の活用法
簡易課税改正！消費税の基礎と簡易課税

課税される所得税の簡単な速算表

パートナーズ情報



本年も、よろしく願い申し上げます



各事務所 所長 新年のご挨拶



謹んで新春のお喜びを申し上げます。旧年中に賜りましたご厚情に対し、心より御礼申し上げます。

昨年の相続税制改正に伴い、相続税の基礎控除額が大きく引き下げられ、相続・贈与に関するご相談を例年以上に頂きました。そのなかでお客様の相続・贈与に対する意識が確実に変わってきていると感じました。しかも最近は、インターネット等による情報収集が容易になったため相談者も知識を持たれ、以前よりもより細かいご相談が増えてきております。

相続・贈与はとても専門性が強く、お客様に最適な手法・手段も実に様々であり、判断が難しい場合も多くあります。相続・贈与を専門とする税理士事務所として、ご相談を頂くお客様に、最適な情報をご提供しなければならないとより強く感じました。いままで蓄積した知識や経験、ノウハウを駆使してより最適なものを選び最善の方向へ導くそれが我々の仕事であり、使命でもあります。

本年も、税理士法人パートナーズでは、岡山・広島・鳥取・愛媛の4拠点にて中四国の皆様のご相談にお応えし、昨年以上にお客様に親身に寄り添い、本当の意味での「パートナー」になれるよう、邁進して参ります。

新年にあたり皆様方のご多幸を心より祈念し、今後とも倍旧のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。（岡山事務所 税理士 川本 洋）



あけましておめでとうございます。旧年中は格別のご厚情を賜り誠にありがとうございました。

おかげさまで、山陰事務所は今年で設置4周年を迎えます。お客様に喜んで頂くという基本に立ちかえて、地道に、ひとつずつ、目の前の課題に取り組んでまいりたいと存じます。

本年も変わらぬお引き立ての程、よろしくお願い申し上げます。皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げます。（山陰事務所 税理士 川原 康寛）



あけましておめでとうございます。旧年中は格別のご厚情を賜り誠にありがとうございました。

さて、日本経済は少しずつ回復傾向にあるといわれている昨今ですが地方経済は相変わらず厳しい情勢が続いております。昨年にお客様といろいろなお話しをさせて頂いたなかでも、景気回復を実感されている方も少なかつたと感じます。そのような中、話題によく上がっていたことが「慢性的な人手不足」です。「従業員を雇い入れるため求人を出しても応募までに至らない」という声をよく聞きました。税理士の観点から「企業の健全化」を図り、一つひとつ課題をクリアしながら、共に厳しい状況を乗り越え、お客様がご満足頂ける対策や提案をしていく所存です。本年も変わらぬお引き立ての程、よろしくお願い申し上げます。皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げます。（松山事務所 税理士 柳井 崇延）



明けましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。

広島事務所は開設して丸2年が経過しました。開設時より申し上げておりますが、お客様が気軽に相談できる雰囲気と迅速な対応を心がけながら、末永くお付き合いしていただけるような事務所を目指していきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

消費税率は、当初は平成27年10月に引き上げられる予定でしたが、1年半延期されて、平成29年4月から10%に引上げられることで確定しました。消費税率引上げに伴い軽減税率が導入されることもほぼ決定的となり、中小企業の方々をはじめとして、今後実務的な負担が増すことが想定されます。短期間での2度の消費税増税に伴い、再度の消費の落ち込みも懸念されるころではございますが、我々パートナーズとしましても、中小企業の経営者の方々に対し、情報提供等により、最大限サポートさせていただければと考えております。

それでは、寒い日が続きますが、皆様お風邪など引かぬよう、どうかご自愛くださいませ。本年もどうぞよろしくお願いいたします。（広島事務所 公認会計士 税理士 中谷 有希）

もしも何かあったときのために・・・

エンディングノートの活用

最近、よく聞く“エンディングノート”の活用と、まずは書いてみる必要性

○なぜ、書き記しておかないといけないのか？

自身が死亡したときや、判断力・意思疎通能力の喪失を伴う病気にかかったときに、息子や娘、親族が対応に困ることを防ぐために記しておく必要があります。そのため、健康で意識がはっきりしている間に、細かい“要望”をノートに記し残しておくことが大事です。

○何を書いておけばよいのか？

書かれる事柄は特に決まっているわけではなく自由に書いても構いません。一般的に市販されている物やインターネットに掲載されている物、葬儀会社が配布している物などは、主に下記の事柄が多いです。

- ◆自身に介護が必要になったときに望むこと ◆病気になったときの延命措置の判断
- ◆財産・貴重品に関する情報 ◆葬儀に関する希望 ◆相続に関する考え方 など

○遺言書とエンディングノートは違うのか？

遺言書とは、自分に万が一のことがあった時に、自分の財産をどうするのかという“相続”に重きを置いたもので法的な根拠があり、死後に効力を発揮します。一方、いくらエンディングノートに細かく、財産をこのように分けて欲しいと書いたところで、法的に効力はありません。しかし、法的な効力がない反面、形式や書き方にとらわれることなく、自分の希望や考えを自由に書くことができることが特徴です。法的な効力はないですが自分の意志を伝えることができなくなった時に「思いを伝える」ことができる、とても大切な役割を果たしてくれるノートといえます。

遺言書とエンディングノートの違い

	遺言書	エンディングノート
法的効力	死後に効力あり	なし
書き方	決められた書き方で書かないと無効になる	決められた規定はなく自由に書くことができる
特徴	法的効力があるため相続における財産の分け方を伝えることに向いている	葬儀や供養の方法、残された遺族への思いを伝えることに向いている

○相続を専門とする税理士の視点

相続が発生したときに、遺言書の有無は必ず確認をします。遺言書があれば、それに記された通りに話が進んでいきますが、遺言書がない場合、相続人の間で相続財産の争いが起こることもあります。当然、亡くなられた方(被相続人)にどうするべきかを聞くことはできません。

また、被相続人にとってそのような争いも望んでいないと思います。そのため、相続において遺言書の有無は大きなポイントになります。しかし、いきなり遺言書を書くことには抵抗がある人もいます。そこで、最初は自由に意思を綴ることができるエンディングノートに、好きなことを書くことが重要になります。少しずつ綴り気持ちの整理ができた段階で、遺言書に記せば良いと思います。

まだ先の話だとは思いますが、相続が起こって、残された遺族間での争いを避けるためにも遺言書を作るためにエンディングノートを活用してみても良いと思います。

生命保険で相続税対策をするメリット

平成27年より相続税の改正で基礎控除が引き下げられたことにより相続税の対象になる人が増えます。これから相続税対策を考える人は多いと思います。そこで相続税対策として有効なのが生命保険です。

生命保険を活用した相続対策

■ 財産評価引き下げ対策

生命保険金の非課税限度額の活用により相続財産を圧縮し、相続税を軽減させる

■ 遺産分割対策

死亡保険金受取人の指定により、争いごとを防止する

■ 納税資金対策

生命保険(死亡保険金)で納税資金が準備できる



財産評価引き下げ

(死亡保険金の非課税枠を活用する)

死亡保険金の非課税の限度額は「500万円×法定相続人の数」となります。生命保険の控除額により相続財産の評価額を下げるができます。ざりざりで相続税が発生するような場合は生命保険を活用することで相続税を回避できる可能性もあります。



遺産分割

相続人が複数いる場合、兄弟など家族で権利を巡って争いが起きるケースが多々あります。現金や不動産などの場合はすぐに分割できず、争いの元となります。それに対して生命保険の死亡保険金は受取人固有の財産であるため、遺産分割協議の対象外となります。特定の相続人だけに財産を残したいという場合に活用できます。

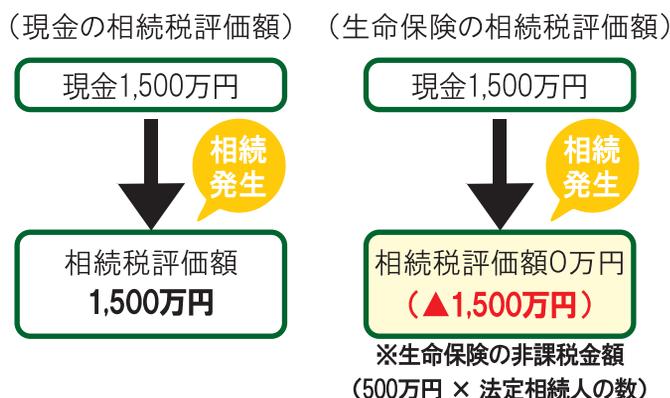


納税資金の準備

遺産のほとんどは不動産で現金は少ないといった場合、突然多額の相続税を納付しなければならぬケースがあります。通常相続財産は、遺産分割協議が終わるまで凍結されてしまします。そのため受け取るためには相当時間がかかります。

それに対して生命保険の死亡保険金なら受取人を指定することができ、書類を用意するだけで通常1週間程度で受け取ることができます。

例えば法定相続人が3人いると1,500万円の控除を受けることができます。



相続税対策をする生命保険の活用法

■ 現金がある場合は一括で保険料を支払う

現金があるので相続税対策として一括で大きなお金を入れてしまいたい場合は「一時払終身保険」を活用します。

例えば

【一時払終身保険】

60歳男性 保険料:1,303万円(一括)

死亡保険金額:1,500万円 保険期間:終身

一括で保険料を1,303万円支払います。そうすると万が一のことがあった場合死亡保険金額が1,500万円支払われます。もし上記の例のように法定相続人が3人いる場合は課税されません。そして、一時払終身保険は貯蓄としても活用される保険です。

個人事業主にも消費税の納税義務がある？

我々の最も身近な税金といえは、消費税でしょう。消費税は、日本国内におけるほぼすべての商品の販売、サービスの提供などの取引に対して課税される税金です。この税金を負担するのは、商品を購入する(サービスを利用する)消費者。税の負担者と納税者が異なる「間接税」に分類されます。昨今、消費税の増税に関するニュースが多いので、非常に注目の集まっている税金です。

実はこの消費税、個人事業主にも支払い義務が生じる場合があります。2年前の課税売上高が1000万円を超えた個人事業主は、自動的に消費税の課税事業者となります。さらに、2年前の年間課税売上高が1000万円以下であっても、その年の前年の1月1日から6月30日までの課税売上高もしくは給与等支払額の合計が1000万円を超えている場合は課税事業者になります。上記のように特例があるものの、原則として開業から2年間は消費税の免税事業者となります。

消費税の計算方法には2種類あります

消費税の計算方法には「一般課税」と「簡易課税」の2種類があります。一般課税は、課税期間における課税売上に対する消費税から、仕入・経費に掛かった消費税を差し引き、納付するという一連の計算方法のこと。この方法を採用する場合は、課税仕入などの事実を記載した帳簿および請求書の保存が必要です。これらが無いと仕入・経費分の消費税を控除できなくなります。

簡易課税をするには届出が必要です

簡易課税制度を選択するには、以下の2つを満たす必要があります。

- ・前々年度(課税期間の基準期間)における課税売上高が5000万円以下であること
- ・「消費税簡易課税制度選択届出書」を事前に所轄税務署長に提出すること

これらの2つを満たせば、簡易課税で消費税を申告できるようになります。

簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

【改正の概要】

簡易課税制度のみなし仕入率が、次のとおり改正されました。

- ・金融業及び保険業が、第四種事業から第五種事業へ(みなし仕入率 60% → 50%)
- ・不動産業が、第五種事業から新たに設けられた第六種事業へ(みなし仕入率 50% → 40%)

事業の種類		みなし仕入率【改正前】	みなし仕入率【改正後】
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業をいいます。	90% (第一種)	90% (第一種)
小売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業をいいます。 なお、製造小売業は第三種事業になります。	80% (第二種)	80% (第二種)
製造業等	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業をいいます。 なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第四種事業になります。	70% (第三種)	70% (第三種)
その他事業	飲食店業、その他の事業	60% (第四種)	60% (第四種)
	金融業及び保険業		50% (第五種)
サービス業等	運輸通信業、サービス業(飲食店業を除く)	50% (第五種)	50% (第五種)
	不動産業		40% (第六種)

所得税の確定申告とは？

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。



【所得の種類と課税方法】

所得は、その発生形態などに応じて10種類に分類されます。また、それに応じて次の課税方法となります。

種類	概要	課税方法
事業所得 (営業等・農業)	商・工業や漁業、農業、自由職業などの自営業から生ずる所得	総合
	事業規模で行う、株式等を譲渡したことによる所得や一定の先物取引に係る所得	申告分離
不動産所得	土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生ずる所得	総合
利子所得	公社債や預貯金の利子などの所得	源泉分離
	国外で支払われる預金等の利子などの所得	総合
配当所得 ※配当所得には 確定申告不要制度 があります	法人から受ける剰余金の配当、公募証券投資信託の収益の分配などの所得(申告分離課税を選択したものを除く)	総合
	上場株式等に係る配当等、公募証券投資信託の収益の分配などで申告分離課税を選択したものの所得	申告分離
	特定目的信託の社債的受益権の収益の分配などの所得	源泉分離
給与所得	俸給や給料、賃金、賞与、歳費などの所得	
雑所得	公的年金等 国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給などの所得	総合
	その他 原稿料や講演料、生命保険の年金など他の所得に当てはまらない所得 業(事業規模を除く)として行う、株式等を譲渡したことによる所得や一定の先物取引に係る所得	申告分離
	公社債の償還差益のうち、一定の割引債の償還差益などの所得	源泉分離
譲渡所得	ゴルフ会員権や金地金、機械などを譲渡したことによる所得	総合
	土地や建物、借地権、株式等を譲渡したことによる所得 ※株式等の譲渡については事業所得、雑所得となるものを除く	申告分離
一時所得	生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得	総合
	保険・共済期間が5年以下の一定の一時扶養者保険や一時払損害保険の所得など	源泉分離
山林所得	山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得	
退職所得	退職金、一時恩給、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法による一時払の老齢給付金などの所得	申告分離

総合
総合課税

確定申告により、他の所得と合算して所得税を計算する制度です。

申告分離
申告分離課税

確定申告により、他の所得と分離して所得税を計算する制度です。

源泉分離
源泉分離課税

他の所得とは関係なく、所得を受け取る時に一定の税額が源泉徴収され、それで全ての納税が完結する制度です。表の「概要」欄に掲げる所得のほか、金投資(貯蓄)口座の所得なども源泉分離課税の対象とされています。

2015.10 マイナンバー管理体制を整えました

平成28年より国民一人ひとりに番号が配布されるいわゆる「マイナンバー制度」に伴い、お預かりしたお客様のマイナンバーを厳重に管理するべく、管理体制を整えました。もともとパートナーズで扱うお客様の情報は機密性が高いのですが、新しく施行される制度でもあるので、社内での会議を繰り返し、従業員の意識をより高めて厳重に管理をさせて頂きますので、「ご安心を！」

ちなみに左のキャラクター「マイナちゃん」の使用許可もちゃんと国に申請を出して了承済みです！



2015.11 ホームページをリニューアルしました

昨年11月に税理士法人パートナーズのホームページをリニューアルしました。税理士事務所としての税務業務はもちろん、パートナーズの強みである「相続・贈与」について、インターネット上で情報発信基地になるよう、再度作り直りました。パートナーズの税理士が講師としてお話しをするセミナーの情報や、実例など情報を充実させていきますのでお気軽にアクセスしてください。



ホームページアドレス
<http://zei-partners.com/>

2015.12 パートナーズ忘年会開催！

昨年の12月18日にパートナーズ忘年会を開催しました。忘年会のお店はなんとピザ屋！岡山では有名なピザのお店「パルフィオーレ」さんの方で盛大に開催しました。しかし、なぜピザ屋？と思われるかもしれませんが。忘年会といえば「居酒屋」をイメージするもの。それなのになぜピザなのか…。

それにはいくつかの理由があります。まず会社から近い！（単純）そしてお店のワンフロアとパートナーズの従業員の数がぴったりで、一体感のある空間ができること。最後に普段、夜の飲み会に参加し辛いパートの方々にも、せつかくの夜の時間を居酒屋ではなく、少しお洒落なお店で楽しんでもらうこと。これらの理由でピザ屋さんでの忘年会となりました。岡山事務所だけでなく、山陰、松山広島のみなさんにも参加してもらい、無礼講な忘年会となりました。お店を貸して頂いたパルフィオーレさん、ありがとうございました。



一年の労をねぎらいながら、飲んで騒いで楽しい忘年会になりました。パルフィオーレさん、ありがとうございました。

資産家
向け

パートナーズ会員募集

税理士法人パートナーズではただいま資産家向けの会員を募集しています。ご入会の方はパートナーズからの会報誌や税制改正などの情報をご提供、また電話無料相談にも応じます！年会費・入会費は無料！普段なかなか聞けない相続や贈与などの税務関連情報はもちろん、知っていて得するミニ情報までご提供します！

年会費・入会費
無料

Partners Membership
特典
1

会報誌の発行

資産家向けの情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えできる情報や意外と知られていない重要なものや知っていて得するもの、また資産家の方への相続・贈与関連の情報も掲載してお届けします。

◆会報誌は不定期での発行となります



Partners Membership
特典
2

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成に関して幅広くお応えします。

- ◆無料相談は一般的な内容となります◆個別具体的な内容や書面を作成するものに関しては費用をいただきます
- ◆当社からの訪問でのご相談は交通費をいただきます

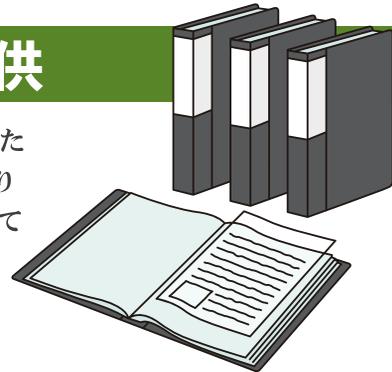


Partners Membership
特典
3

税制改正・判決事例の提供

よく変わる税法のポイントを改正ごとにご提供します。また過去の判決事例もお届けします。若干専門的なものとなりますが、知っていなければならないポイントや知っておいて得するポイントが必ずあります。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■



会員の皆様の周りの方にも情報提供いたします！

会員の輪を広げよう！

ご入会だけでこちらのパートナーズ会報誌を送付いたします。もちろん入会費、年会費無料皆様の周りで税務のことにご興味がある方がいらっしゃいましたら、是非入会を！



税理士法人パートナーズ

For a Partner

- [岡山事務所] 岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL/FAX 086-246-4446/086-246-4406
- [山陰事務所] 鳥取県米子市加茂町2-204 米子商工会議所会館2階 TEL/FAX 0859-21-5169/0859-21-5179
- [松山事務所] 愛媛県松山市東本2丁目1-13-102 TEL/FAX 089-948-9441/089-948-9442
- [広島事務所] 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL/FAX 082-962-8885/082-962-8886